

平成 28 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット
代 表 者 名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電 話 番 号 03-3847-0410

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

平成 28 年 10 月 31 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」及び平成 28 年 11 月 2 日付「訴訟の判決の更生決定に関するお知らせ」でお知らせしました判決に関し、株式会社 S R A ホールディングスの子会社である株式会社 S R A より同判決を不服として控訴の提起がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、現時点においては裁判所よりの控訴状の送達は未了であり、控訴状の送達により、お知らせすべき内容が確認された場合には、改めて開示いたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 28 年 11 月 8 日

2. 控訴人
(1) 名 称 株式会社 S R A
(2) 所在地 東京都豊島区南池袋 2 丁目 32 番 8 号

3. 控訴の内容
裁判所からの控訴状の送達は未了であります。平成 28 年 11 月 8 日付株式会社 S R A ホールディングスの開示によると、裁判所の事実誤認及び判断に理由がないとの認識のもと、株式会社 S R A が主張する正当性を全面的に容れるよう控訴したとのことです。

4. 訴訟の経緯及び第一審の判決

当社は、株式会社 S R A を開発委託先とし、平成 17 年より次世代基幹システムの開発に着手してまいりました。しかしながら、次世代基幹システムのメイン機能であります販売システムについては、合意された時期に納品がなされませんでした。

株式会社 S R A は当社に対して、平成 23 年 3 月 31 日付で、業務委託料の未払いを理由として損害賠償請求（請求額 402,459,817 円）を求める訴訟（以下、訴訟①とする）を東京地方裁判所に提起いたしました。

これに対し、当社は株式会社 S R A に対して、平成 23 年 4 月 6 日付で、上記債務不履行を理由として既払業務委託料の返還及び損害賠償（請求額 1,158,437,653 円）を求める訴訟（訴訟②）を東京地方裁判所に提起いたしました。

訴訟①及び訴訟②は、東京地方裁判所にて併合のうえ審理され、東京地方裁判所により以下の判決が言い渡されました。

- (1) 訴訟①（原告：株式会社 S R A 被告：当社）
当社は株式会社 S R A に 2,232 万 5,625 円及びこれに対する商事法定利率年 6 % の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟②（原告：当社 被告：株式会社 S R A）
株式会社 S R A は当社に対し、金 8 億 2,232 万 2,500 円及びこれに対する商事法定利率年 6 % の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は 4 分の 3 を株式会社 S R A、4 分の 1 を当社の負担とする。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、引き続き控訴審においても当社の正当性を主張するため、株式会社SRAによる控訴の棄却を求めるとともに、当社も第一審での敗訴部分について速やかに控訴をする予定であります。

業績に与える影響につきましては、現時点では明らかではありませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上